

## 【韓国】コロナ禍における学校での諸対応に関する法改正

海外立法情報課 中村 穂佳

\* 新型コロナウイルス感染症の流行に伴う、学校での遠隔授業や大学の学費の減額、休校等の諸対応に関して、2020年10月20日に関連法が改正された。

## 1 背景と経緯

新型コロナウイルス感染症の流行により、韓国では、2020年2月23日の教育部(部は日本の省に相当)による発表以降、全国全ての幼稚園・小中学校・高等学校等において同年3月2日からの新学期の開始を数回にわたり延期し、同年4月9日からは全国の小中学校・高等学校・特殊学校・各種学校で段階的にオンライン授業を実施することになった<sup>1</sup>。その後、同年5月4日には登校授業開始に向けた方策が発表された<sup>2</sup>。また、大学教育については、同年2月5日の教育部の発表で1学期の開講延期勧告<sup>3</sup>が発表され、3月2日には遠隔授業等の内容を含めた「2020学年度1学期大学学事運営勧告案」<sup>4</sup>が発表された。しかし、それらに関して法律上遠隔授業の根拠が不十分であると指摘<sup>5</sup>され、また、学校内感染拡大防止のための登校中止の必要性<sup>6</sup>、大学の登録金(授業料及び他の納付金)の一部返還要求<sup>7</sup>等が議論的になっていた。

これら議論に挙がっていた課題の法的根拠に関して、同年9月24日に、「初・中等教育法」<sup>8</sup>、「学校保健法」<sup>9</sup>、「高等教育法」<sup>10</sup>、「私立学校法」<sup>11</sup>、「障害者等に対する特殊教育法」

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年12月3日である。

<sup>1</sup> 「교육부, 전국 모든 유초중고 신학기 개학 연기 결정 및 중국 입국 유학생 보호 관리 방안 보완 조치 마련(코로나 19)」2020.2.23, 교육부ウェブサイト <<https://www.moe.go.kr/boardCnts/view.do?boardID=294&boardSeq=79829&lev=0&searchType=S&statusYN=W&page=1&s=moe&m=020402&opType=N>>; 「처음으로 초중고특 신학기 온라인 개학 실시(코로나 19)」2020.3.31, 同 <<https://www.moe.go.kr/boardCnts/view.do?boardID=294&boardSeq=80160&lev=0&searchType=S&statusYN=W&page=1&s=moe&m=020402&opType=N>>

<sup>2</sup> 「유·초·중·고·특수학교 등교수업 방안 발표」2020.5.4, 同上 <<https://www.moe.go.kr/boardCnts/view.do?boardID=294&boardSeq=80510&lev=0&searchType=S&statusYN=W&page=13&s=moe&m=020402&opType=N>>

<sup>3</sup> 「교육부, 「범부처 유학생 지원단 확대회의」 개최(신종 코로나바이러스 감염증 관련)」2020.2.5, 同上 <<https://www.moe.go.kr/boardCnts/view.do?boardID=294&boardSeq=79662&lev=0&searchType=SC&statusYN=W&page=1&s=moe&m=020402&opType=N>>

<sup>4</sup> 「코로나 19 대응을 위한 교육분야 학사운영 및 지원방안 발표」2020.3.2, 同上 <<https://www.moe.go.kr/boardCnts/view.do?boardID=294&boardSeq=79917&lev=0&searchType=SC&statusYN=W&page=1&s=moe&m=020402&opType=N>>; 이덕난「코로나 19 대응을 위한 대학 학사운영 대책과 개선 방향」『이슈와 논점』1668, 2020.3.12. <<https://www.nars.go.kr/report/view.do?page=34&cmsCode=CM0043&categoryId=&searchType=&searchKeyword=&brdSeq=27610>>

<sup>5</sup> 「[2104169]초·중등교육법 일부개정법률안(대안)(교육위원장)」의안정보시스템ウェブサイト <[https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC\\_I2R0V0S9U1P7A1Y5H2J9D4P6E0Q4U7](https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_I2R0V0S9U1P7A1Y5H2J9D4P6E0Q4U7)>

<sup>6</sup> 「[2100225]학교보건법 일부개정법률안(조승래의원 등 11인)」同上 <[https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC\\_C2N0U0T6V0Q5E1Z7A2Y7C5Y1I9I7V6](https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_C2N0U0T6V0Q5E1Z7A2Y7C5Y1I9I7V6)>

<sup>7</sup> 「[2104167]고등교육법 일부개정법률안(대안)(교육위원장)」의안정보시스템ウェブサイト <[https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC\\_M2F0B0H9P1Z7X1W5Q2C2R1D4N3C1K6](https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_M2F0B0H9P1Z7X1W5Q2C2R1D4N3C1K6)>

<sup>8</sup> 「초·중등교육법(법률 제 17496 호)」국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=220731&ancYd=20201020&ancNo=17496&efYd=20201020&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

<sup>9</sup> 「학교보건법(법률 제 17497 호)」同上 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=222415&ancYd=20201020&ancNo=17497&efYd=20201020&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

<sup>10</sup> 「고등교육법(법률 제 17492 호)」同上 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=220723&ancYd=20201020&ancNo=17492&efYd=20201020&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

<sup>11</sup> 「사립학교법(법률 제 17493 호)」同上 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=220725&ancYd=20201020&ancNo=17493&efYd=20201020&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

12、「在外国民の教育支援等に関する法律」<sup>13</sup>の改正案がそれぞれ国会を通過し、同年 10 月 20 日に公布された<sup>14</sup>。このうち「初・中等教育法」及び「学校保健法」は、10 月 20 日の公布と同時に既に施行されており、「高等教育法」は、その一部を 2021 年 1 月 21 日に、残りの部分を同年 4 月 21 日に施行する<sup>15</sup>。「私立学校法」、「障害者等に対する特殊教育法」、「在外国民の教育支援等に関する法律」は、それぞれ 2021 年 4 月 21 日に施行される。

## 2 改正法の概要

主な改正部分は、それぞれ次のとおりである。

### (1) 「初・中等教育法」改正法 (2020 年 10 月 20 日施行)

学校の長は、教育上必要な場合には、放送・情報通信媒体等を活用した遠隔授業や、現場実習の運営等学校外の活動を行うことができる。この場合、授業運営に関する事項は、教育部長官が定める範囲で教育監<sup>16</sup>が定める (第 24 条第 3 項)。

### (2) 「学校保健法」改正法 (2020 年 10 月 20 日施行)

教育部長官は、感染症によって「災難及び安全管理基本法」第 38 条第 2 項による「注意」<sup>17</sup>以上の危機警報が発令される場合、検疫管理地域又は重点検疫管理地域に滞在した又はその地域を経由した者で検疫感染症<sup>18</sup>の感染のおそれがある者、感染症発生地域に居住又は出入りを

<sup>12</sup> 「장애인 등에 대한 특수교육법 (법률 제 17494 호)」同上 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=220727&ancYd=20201020&ancNo=17494&efYd=20210421&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

<sup>13</sup> 「재외국민의 교육지원 등에 관한 법률 (법률 제 17495 호)」同上 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=220729&ancYd=20201020&ancNo=17495&efYd=20210421&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

<sup>14</sup> この 6 法について、それぞれ更に、新型コロナウイルス感染症対策に関する内容その他の内容の改正案が提出されており、「初・中等教育法」「高等教育法」「私立学校法」については、2020 年 12 月 2 日にそれぞれ別の改正案が国会を通過した。「高等教育法」の改正案には、災害、事故、感染症、犯罪等各種の危険に関する学校の安全管理について定める第 27 条の 2 を新設する内容が含まれる。「[2106056]고등교육법 일부개정법률안 (대안) (교육위원장)」의안정보시스템ウェブサイト <[https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC\\_Q2C0P1Y1D2M5T1K0V3Z4N1Z1T2K6K4](https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_Q2C0P1Y1D2M5T1K0V3Z4N1Z1T2K6K4)>

<sup>15</sup> 「高等教育法」改正法 (法律第 17492 号) 附則により、公布後 3 か月が経過した日から施行するとされているが、第 22 条の改正規定は公布後 6 か月が経過した日から施行すると規定されている。前掲注(10)

<sup>16</sup> 教育・学芸を担当する公選の職。「지방교육자치에 관한 법률 (법률 제 16682 호)」국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=211839&ancYd=20191203&ancNo=16682&efYd=20200304&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#>>

<sup>17</sup> 自然災難・社会災難又は他の人命若しくは財産への被害の程度が非常に大きくその影響が広範囲であることが予想され、危機警報の発令が必要であると認められる災難に関して発令されるもので、「関心」、「注意」、「警戒」、「深刻」に区分される。新型コロナウイルス感染症に関して、2020 年 1 月 20 日に「関心」から「注意」段階への調整が発表され、同月 27 日には、「警戒」段階に格上げされた。「재난 및 안전관리 기본법 (법률 제 17383 호)」국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=219015&ancYd=20200609&ancNo=17383&efYd=20210610&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#>>; 「재난 및 안전관리 기본법 시행령 (대통령령 제 31211 호)」同 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=223301&ancYd=20201201&ancNo=31211&efYd=20201210&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>; 「검역단계에서 해외유입 신종코로나바이러스 확진환자 확인 감염병 위기경보를 ‘주의’단계로 상향, 대응」2020.1.20, 보건복지부ウェブサイト <[http://www.mohw.go.kr/react/al/sal0301vw.jsp?PAR\\_MENU\\_ID=04&MENU\\_ID=0403&page=1&CONT\\_SEQ=352435](http://www.mohw.go.kr/react/al/sal0301vw.jsp?PAR_MENU_ID=04&MENU_ID=0403&page=1&CONT_SEQ=352435)>; 「보건복지부, 감염병 위기경보 단계 “주의→경계” 격상」2020.1.27, 同 <[http://www.mohw.go.kr/react/al/sal0301vw.jsp?PAR\\_MENU\\_ID=04&MENU\\_ID=0403&page=110&CONT\\_SEQ=352517](http://www.mohw.go.kr/react/al/sal0301vw.jsp?PAR_MENU_ID=04&MENU_ID=0403&page=110&CONT_SEQ=352517)>

<sup>18</sup> 「検疫感染症」とは、コレラ、ペスト、黄熱病、重症急性呼吸器症候群 (SARS)、動物インフルエンザ人体感染症、新型インフルエンザ、中東呼吸器症候群 (MERS)、エボラウイルス病その他外国で発生し国内に入るおそれがある、又は国内で発生し外国に広がるおそれがあり、疾病管理庁長が緊急検疫措置の必要があると認め、告示す

する者で感染症への感染が疑われる者、「感染症の予防及び管理に関する法律」第42条第2項第1号<sup>19</sup>によって自宅又は施設に隔離された者の家族又は同居人、その他必要と認められる者に該当する学生又は教職員に対し、登校を中止させることを学校の長に命じることができる(第8条第2項)。教育部長官、関係する中央行政機関の長、教育監及び学校の長は、登校中止のために必要である場合、「個人情報保護法」第24条による固有識別情報<sup>20</sup>を処理することができる、この場合、個人情報保護に関しては同法の規定に従う(第8条の2)。学校の長は、感染症予防と学校保健に必要な場合、授業休業をすることができる。教育部長官又は教育監は、必要な場合該当の学校に対し、学年又は学校全体の授業休業又は登校授業日の調整、又は休校・休園を命じることができる(第14条第1項、第2項)。

### (3) 「高等教育法」改正法(2021年1月21日、2021年4月21日施行)

国と地方自治体は、学校の目的達成や、災難等の急な教育環境の変化の状況下での教育の質の管理に必要な財源を支援又は補助することができる(第7条第1項)。各学校は、登録金の策定のため教職員、学生、関連専門家等で構成される登録金審議委員会を設置・運営しなければならない、関連専門家を選任するときは、学則で定めるとおりに学校代表と学生代表が協議しなければならない(第11条第3項)。学校は、「災難及び安全管理基本法」第3条第1号による災難<sup>21</sup>により学校施設の利用及び実験・実習の制限、又は授業時数の減少等学事運営が正常になされない場合、登録金を免除・減額することができる(第11条第4項)。登録金の免除・減額の規模は、登録金審議委員会で論議しなければならない(第11条第7項)。

学校の授業は、学則で定めるとおりに昼間授業、夜間授業、季節授業、放送・情報通信媒体を活用した遠隔授業、現場実習授業等の方法で行うことができ、学校は、災難の発生等正常な授業進行が困難な場合には、学則で定めるとおりに昼間授業、夜間授業、季節授業を遠隔授業で代替することができる(第22条第1項、第2項)。教育部長官は、試験<sup>22</sup>の基本方針と科目、

---

る感染症と規定されている。「検疫管理地域」とは、検疫感染症が流行し、又はそのおそれがある検疫感染症が国内に流入する可能性がある地域であって疾病管理庁長によって指定される地域をいい、「重点検疫管理地域」とは、検疫管理地域のうち流行やそのおそれのある感染症が致命的で感染力が高く、集中的な検疫が必要な地域であって、疾病管理庁長が指定する地域と規定されている。「감염병 예방 및 관리에 관한 법률(법률 제 17472 호)」第2条、同上 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=220875&ancYd=20200811&ancNo=17472&efYd=20210305&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

<sup>19</sup> 疾病管理庁長、広域自治体又は基礎自治体の長が、第1級感染症の発生時に、当該公務員をして感染の疑いがある者に対して出させることができる措置で、自宅又は施設における隔離と規定されている。「감염병의 예방 및 관리에 관한 법률(법률 제 17491 호)」同上 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=222243&ancYd=20200929&ancNo=17491&efYd=20201230&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>; 藤原夏人「【韓国】新型コロナウイルス感染症対策強化のための法改正」『外国の立法』No.283-2, 2020.5, pp.10-11. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11488106\\_po\\_02830204.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11488106_po_02830204.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>)

<sup>20</sup> 固有識別情報とは、個人を固有に区別するために付与された識別情報であって、住民登録番号、旅券番号、運転免許番号、外国人登録番号と規定されている。「개인정보 보호법(법률 제 16930 호)」同上 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=213857&ancYd=20200204&ancNo=16930&efYd=20200805&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>; 「개인정보 보호법 시행령(대통령령 제 30892 호)」同 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=220409&ancYd=20200804&ancNo=30892&efYd=20210205&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

<sup>21</sup> 国民の生命・身体・財産と国に被害を与え、又はそのおそれがある自然災難、社会災難が規定されている。「感染症の予防及び管理に関する法律」による感染症は、社会災難に分類されている。「재난 및 안전관리 기본법(법률 제 17383 호)」第3条

<sup>22</sup> 「高等教育法」第34条第3項に従って教育部長官が施行する試験で、大学修学能力試験。「고등교육법 시행령(대통령령 제 30725 호)」국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=218497&>

評価方法、出題形式、該当年度に学生が大学に志願できる総回数、その他大学入学に関して必要と認める事項を定め、又は変更する場合は、該当入学年度の4年前の学年度が開始される日の前までに公表しなければならない。ただし、関係法令の制定・改正・廃止又は「災難及び安全管理基本法」第3条第1号による災難による場合はこの限りでない（第34条の5第1項）。

#### (4) 「私立学校法」改正法（2021年4月21日施行）

大学教育機関の長及び大学教育機関を設置・経営する学校法人の理事長は、「災難及び安全管理基本法」第3条第1号の災難による事由で学生を支援する必要がある場合には、理事会の議決により既存の積立金<sup>23</sup>を学生支援目的に変更し使用することができる（第32条の2第4項）。

#### (5) 「障害者等に対する特殊教育法」改正法（2021年4月21日施行）

教育部長官又は教育監は、長・短期欠席が不可避である特殊教育対象者の教育のために必要な場合、巡回教育又は遠隔授業を実施しなければならない（第25条第2項）。

#### (6) 「在外国民の教育支援等に関する法律」改正法（2021年4月21日施行）

韓国学校<sup>24</sup>の授業運営等に関しては、「初・中等教育法」第24条<sup>25</sup>を準用する（第8条の2第1項）。第1項にかかわらず、韓国学校は、「初・中等教育法」第24条第1項による学年度<sup>26</sup>を、所在国の特殊性を考慮して変更でき、同条第3項による授業運営に関する事項<sup>27</sup>は、教育部長官が定める範囲内で学校長が定める（第8条の2第2項）。

---

ncYd=20200602&ancNo=30725&efYd=20200611&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>  
<sup>23</sup> 「私立学校法」第32条の2の規定により、大学教育機関の長及び大学教育機関を設置・経営する学校法人の理事長は、教育施設の新築・増築及び改修・補修に関する費用や、学生の奨学金支給及び教職員の研究活動支援等の費用に充当するために必要な積立金を積み立てることができるとされている。これに関し、同条第3項の規定では、積立金はその積立目的のみに使用しなければならないとされている。

<sup>24</sup> 在外国民に「初・中等教育法」上の学校教育を行うため、教育部長官の承認の下に外国に設立された教育機関。韓国学校は、在外国民に学校教育及び生涯教育等を実施するために外国に設立される「在外教育機関」のうちの一つに規定されており、「在外教育機関」には他にハングル学校、韓国教育院等が含まれる（前掲注(13)第2条）。2020年4月1日現在、在外韓国学校は16か国の34校が認可されている。「2020년 재외한국학교 현황」2020.10.6, 교육부ウェブサイト <<https://www.moe.go.kr/boardCnts/view.do?boardID=350&boardSeq=82157&lev=0&searchType=full&statusYN=W&page=1&s=moe&m=0309&opType=N>>

<sup>25</sup> 「授業等」第24条。

<sup>26</sup> 「学校の学年度は、3月1日から始め、次の年の2月末日までとする。」「初・中等教育法」第24条第1項。

<sup>27</sup> 本稿2(1)を参照。